

【背景】

- ✓ JCLP ロゴマーク(以降、ロゴマークとする)の各企業・団体資料などへの掲載要望に対し、適宜、JCLP 事務局にて可否を判断。
- ✓ 会員増加に伴うロゴマーク使用要望増加のため、ルール明確化により運営の円滑化が必要。

【目的】

第1条 加盟団体の脱炭素活動や、JCLP の認知獲得に資する、適切なロゴマークの利用を目指す。

【ロゴマーク利用可能な会員範囲】

第2条 ロゴマークを利用できる加盟企業・団体は以下の範囲とする。

会員区分	加盟企業・団体	関係会社・関係団体
正会員	利用可	グループ会社(連結子会社)は利用可 (当該正会員が申し出た場合で、運営に支障がない範囲内)
準会員	利用可	グループ会社(連結子会社)は利用可 (当該準会員が申し出た場合で、運営に支障がない範囲内)
賛助会員	利用可	利用不可
パブリックパートナー	利用可	利用不可
その他・外部	利用不可 (適切な使用申請があり、JCLP 事務局が使用を承諾した場合は可)	

【ロゴマーク利用可能な媒体範囲】

第3条 ロゴマークを加盟企業・団体(正会員、準会員、賛助会員、パブリックパートナー)の資料等へ掲載する場合は、以下の範囲にて可能とする。

利用可否	対象
可	企業・団体ホームページ、紹介資料、環境報告書、名刺 (その他については、JCLP 事務局へ相談のこと。)

不可	個別製品・サービス紹介資料 (JCLP による商材推奨に見える恐れがあるものは不可とする。)
----	---

【利用手順】

- (1) JCLP 事務局へ利用目的を伝え、所定のロゴマークを受領すること。
- (2) 使用サンプルを、JCLP 事務局に提出すること。
- (3) JCLP 事務局より使用許可を得られた後、公開、配布を開始すること。

【留意事項】

- ✓ 使用許可対象のデザインなどに変更が生じた場合は、すみやかに使用を停止し、変更内容を JCLP 事務局に再度提出のこと。
- ✓ JCLP の活動目的に反する方法・表現で使用しないこと。
- ✓ 商品、広告内容等を JCLP が認定、承認、保証するような表現を用いないこと。
- ✓ ロゴマーク使用に関して発生する紛争などにより、JCLP に損害を与えないよう適正な使用をすること。
- ✓ ロゴマークの保護および漏えい防止に対して、適切な管理をすること。

【利用停止】

- ✓ JCLP を退会した場合は、すみやかにロゴマークの使用を中止すること。
- ✓ ロゴマークの利用目的が事実と反する場合、本運営ルールの遵守違反が確認された場合、JCLP 事務局は、是正処置の要求、ロゴマークの使用禁止等、必要な処置をとるものとする。

本運営ルールは、2018 年 7 月 2 日より施行

<改訂履歴>

- ・ 2019 年 4 月
- ・ 2021 年 10 月
- ・ 2024 年 3 月
- ・ 2026 年 3 月